

別当御房御返事

文永一一年四～五月頃

五三歳

聖密房しょうみつぼうのふみに委くはしくかきて候。より寄合あいてきかせ給ひ候へ。なに事も二間清澄ふた まきよすみ
 の事をば聖密房に申しあわせさせ給ふべく候か。世間の理りをしりたる物に候へばかう申
 ず候。これへの別当べつとうなんどの事はゆめゆめをもはず候。いくらほどの事に候べき。但名
 ばかりにてこそ候はめ。又わせいつをの事をそれ入って候。いくほどなき事に御心ぐる
 しく候らんとかへりてなげき入って候へども、我が恩を知ばしりたりけりと、しらせまい
 らせんために候。大名を計るものは小恥にはぢずと申して、南無妙法蓮華經の七字を日
 本国にひろめ、震旦しんだん・高麗こうらいまでも及ぶべきよしの大願懐をばらみて、其の願の満たすべき
 するしにや、大蒙古国の牒ちようじよう状しきりにありて、此の国の人ごとの大いなる歎きとみへ
 候。日蓮又先よりこの事を勘かんがへたり。閻浮第一の高名なり。先より悪にくみぬるゆへ
 に、まゝこのかうみやうのやうにせん心とは用ひ候はねども、終に身のなげき極まり候
 時は、辺執へんしゅうのものどもいちじよう一定とかへぬとみへて候。これほどの大事をばらみて候もの
 ゝ、少事をあながちに申し候べきか。但し東条は日蓮心ざす事は生処なり。日本国より
 も大切にをもひ候。例せば漢王かんのうの沛郡はいくんを重をもくを思ぼしめし食ゝがごとし。かれ生処なるゆ
 へなり。聖智しょうちが跡の主となるをもってしろしめせ。日本国の山寺の主ともなるべし。
 日蓮は閻浮第一の法華經の行者なり。天のあたへ給ふべきことわりなるべし。

米一斗六升・あはの米二升・やき米はふくろへ、それのみならず人々の御心ざし申し
 つくしがたく候。これはいたみをもひ候。これより後は心ぐるしくをぼしめすべからず
 候。よく人々にしめすべからず候。よく人々にもつたへさせ給ひ候へ。恐々謹言。

ないじ
 乃時

別当御房御返事